

第 2 次香芝市男女共同参画プランの構成について(案)

第 1 章 プランの基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画基本法第 2 条より）のことです。男女共同参画社会の実現は、性別に関係なく、全ての人にとって生きやすい社会の実現でもあり、現代日本の最重要課題の 1 つと言っても過言ではありません。本市においても、平成 13 年 3 月に「香芝市男女共同参画プラン」を策定し、それに基づき、地域・家庭・職場・学校等のあらゆる分野において、全ての人々が性別の違いを認め合い、思いやりとやさしさを持って、対等な立場で責任と喜びを分かち合える社会を目指し、「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みを進めてきました。

しかし、人々の意識の中には長い年月をかけて形成されてきた「固定的性別役割分担意識」が未だに根強く残っており、「男女共同参画社会」の実現における大きな障害となっています。また、性別に関係なく、仕事と家庭を両立しながら安心して暮らしていける社会となるための、あらゆる場面における環境整備がまだまだ十分とはいえないのが現状です。

さらに、前回プランを策定し、計画期間が終了してからも、社会経済状況の変化とともに、「男女共同参画社会」の実現における新たな課題・問題が発生しています。

今回、これらの様々な課題・問題を解決し、市の現状や国・県の動向を踏まえた上で、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の指針となる「第 2 次香芝市男女共同参画プラン」を策定しました。

2. プランの位置づけと期間

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として、市が今後取り組んでいく施策の基本的な方向性を定めたものです。

また、平成 27 年 9 月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という。）」の第 6 条第 2 項に基づく推進計画と一体のものとしています。

さらに、策定にあたっては、国の「第 4 次男女共同参画計画」および奈良県の「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第 3 次奈良県男女共同参画計画）」の内容を踏まえるとともに、「第 4 次香芝市総合計画 後期基本計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図りました。

計画期間は、目まぐるしく変化する社会情勢を考慮し、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 カ年を目途としました。

第 2 章 市の現状

第3章 プランの基本理念・視点と施策の体系

1. 基本理念

香芝市の目指す「男女共同参画社会」とは性別に関係なく、誰もが希望する生き方を選択できるものです。自己の意思に基づいて生きがいを実感できるよう、住みたい、住み続けたいと思える都市を目指します。また、希望する生き方において何らかの障害や負担が発生した場合、家族・地域で支え合い、職場においても理解を示せるよう、環境を整備していくことを目標とします。

さらに、平成 27 年 9 月に施行された「女性活躍推進法」の推進計画の内容を網羅したものとし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を目指します。

このような男女共同参画に関する目標を達成するため、「第 2 次香芝市男女共同参画プラン」では基本理念を次のとおりとします。

第 4 章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり

家庭、地域、職場、学校等、あらゆる場面において男女共同参画の実現に向けた教育・学習を推進し、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、意識改革に取り組みます。

基本方針 1. 個人の尊厳の尊重と男女共同参画の理念を推進する啓発の実施

市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識について賛成の割合は、奈良県全域を対象にした調査結果よりはやや低い(香芝市男性 50.0%・女性 41.9%、奈良県男性 51.8%・女性 48.2%)ものの、全国の調査結果と比較すると賛成の割合が高くなっています。また、「家事・育児の状況」では男女とも「主に妻が行っている」という回答が7割以上であり、「男だから、女だから」といった「性別によって役割を決めてしまう考え方」がまだまだ払拭しきれていないと言えます。

また、性は本来とても多様であり、「男性」「女性」だけにとどまりません。しかし、それについてはまだまだ十分な理解が進んでいないと考えられ、「性的マイノリティ」の方が生きやすい社会とは言えないのが現状です。

様々な場面、幅広い年齢層に対し、男女共同参画の意識啓発と学習を行いつつ、多様な性を認める意識の醸成を図ります。

基本方針 2. 地域における男女共同参画の促進

本市では、地域と行政の協働によるまちづくりを進めており、男女共同参画社会づくりに関しても、自治会の協力が必要です。しかし、市内47自治会のうち、女性自治会長の割合が5%以下です。また、市民意識調査によると、男女とも4人に1人が地域・社会活動を行っていますが、女性については「PTA等の学校や子どもに関する活動」の割合が高く、自治会活動と考えられる「お祭り等の地域住民の交流を深める活動」、「公園清掃等の自然環境の美化・保護に関する活動」、「防災に関する活動」、「防犯に関する活動」については女性と比較して男性が高いという結果であり、自治会活動の運営に関して男性主体である場合がまだまだ多いと考えられます。

特に防災については、平成23年3月11日の「東日本大震災」をはじめ、近年様々な大規模災害が発生しましたがその後の避難所運営等において女性の視点が十分に反映されず、様々な問題が浮き彫りになりました。

真の男女共同参画社会を目指すためには、男女共同参画の視点に立った地域活動の運営が不可欠であることから、自治会や、防災分野における男女共同参画の啓発・促進を進めていきます。さらに、地域に密着し、男女共同参画社会実現を目的として活動する市民団体の活動の活性化を図ることで、地域における男女共同参画がより強固になるよう努めます。

基本方針 3. 職場における男女共同参画の促進

職場において、性別に関わらず、だれもが平等に働くことは、男女共同参画社会の実現に向けての重要な課題です。しかし、市内事業所を対象にしたアンケートでは「募集・採用」に関して「男女平等」と回答した事業所が 6 割以下であり、「賃金」、「配置」においても 7 割以下、「人事考課・評価」、「昇進」においても 8 割以下という結果であり、職場における男女共同参画はまだまだ進んでいないのが現状であると考えられます。

男女平等に関する法制度の周知や、男女共同参画の視点による職場環境整備の啓発を行い、職場における男女共同参画を促進していきます。

基本目標Ⅱ 仕事と生活のあり方を多様に選択できる社会づくり

性別に関係なく、だれもが個性や能力を十分に発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現するように取り組みます。また、職業生活における女性の活躍を推進し、仕事と生活のあり方を多様に選択できるよう、努めます。

基本方針1. ワーク・ライフ・バランスへの理解と促進

「ワーク・ライフ・バランス」とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できることをいいます。働き方を見直し、仕事を効率よく行うことで、仕事以外の生活も充実し、そのことでさらに仕事のモチベーションが上がるという、「仕事と生活の調和」を生み出します。

このワーク・ライフ・バランスの実現は、職業生活における女性の活躍推進や、男性の家庭生活への参加促進には必要不可欠です。しかし、市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスに関して男女とも「実現できていない」「どちらかというとな実現できていない」の合計が6～7割を超えているのが現状です。

まずはワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行うほか、職場・家庭環境におけるスキルアップ支援を実施します。また、事業所等の職場の理解も必要であることから、仕事と生活の両立支援や、仕事の進め方・業務体制の見直しについても促進します。

基本方針 2. 女性が働きやすい環境の整備

国勢調査(平成 22 年)において、香芝市の就業率を男女で比較すると、ほぼすべての年齢層で女性の割合が低く、特に 35～39 歳の層では最も M 字カーブの谷が深くなっているほか、20～64 歳の女性の就業率を奈良県内他市と比較しても下から 3 番目に低い就業率となっています。

また、「女性の働いていない理由」について、奈良県全域を対象にした調査では、「子育ての負担が大きい」「経済的に働く理由がない」「親や家族等の介護の負担が大きい」という回答が上位を占めるのに対し、香芝市の市民意識調査では「自宅に近い勤め先が見つからない」「希望の雇用形態に合う勤め先が見つからない」「希望の勤務時間に合う勤め先が見つからない」と、明らかに違う傾向が見られました。

さらに、市民意識調査における「『仕事』『家庭生活』『地域・個人の生活』の優先度」については「仕事と家庭生活をともに優先したい」女性が 30.0%に対し、現実には「仕事と家庭生活をともに優先している」女性が 18.8%と乖離がみられることから、働きたいにも関わらず、働くことができない女性が実際に存在すると考えられます。

職業生活における女性の活躍推進のため、女性の働く場における男女平等の推進を行うほか、女性の働く機会の拡大を図ることで、女性が働きやすい環境の整備を促進していきます。

基本方針 3. 多様な保育・介護サービスの充実

市民意識調査によると、女性が社会で活躍するために必要なこととして、男女ともに「男性の積極的な家事・子育て・介護(男性 53.4%、女性 56.9%)」「保育の施設・サービスの充実(男性 56.3%、女性 52.4%)」が上位を占めています。

さらに、「事業所実態調査報告書」によると「女性従業員に働き続けてほしい期間」が「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい(80.5%)」と圧倒的に多いほか、「女性の継続した雇用を困難にしている要因」として「家事・育児・介護等、女性の負担が大きい(61.0%)」「育児・介護の環境が十分に整備されていない(36.4%)」という回答が多くみられます。

これらのことから、性別に関係なく、誰もが仕事と子育て・介護を両立させ、なおかつ、事業所への負担を可能な限り抑えるために、多様な保育・介護サービスが必要であると考えられます。様々なケースを想定した保育事業や、子育て支援事業、家族介護者への負担の軽減についてサービスを充実させていきます。

基本目標Ⅲ だれもが生涯を通じ、安全・安心に暮らせるまちづくり

男女共同参画社会実現の前提として、だれもが個人として尊重され、性別によって差別的な扱いがなされることのない社会づくりを行う必要があります。そのために心身の健康について正確な知識・情報を入手し、相手に対する思いやりを持つことが重要です。

特に女性については身体機能からくる特有の問題があるため、その認識を男女ともに深めるほか、重大な人権侵害となり得る女性に対するあらゆる暴力等の防止に努めます。また、さまざまな困難な状況にある方々への施策についても推進し、だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

基本方針 1. 母子保健対策等の充実

男女共同参画社会づくりを実現するためには、互いの身体的性差を十分に理解し合うことが必要です。特に、女性は妊娠・出産等の特有の機能が備わっていることから、精神面を含め、健康上の様々な問題に直面します。このような問題について、性別に関わらず、だれもが認識を持ち、留意する必要があります。

そのため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の啓発・学習を実施するほか、女性の妊娠・出産等、母子保健対策等の充実を図ります。

基本方針 2. あらゆる暴力等の防止対策

性別にかかわらず、だれもがひとりの個人として尊重されることは、男女共同参画社会づくりに向けての前提条件です。しかし、DV(ドメスティック・バイオレンス)をはじめとするあらゆる暴力等が社会的な問題として認識されており、男女共同参画社会づくりの実現のために克服すべき重要な課題となっています。

一般的に、これら暴力の被害者は女性である場合が多く、性別による不平等な関係や、固定的性別役割分担意識等が背景となっていると考えられます。

DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の充実、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントに対する啓発を行い、あらゆる暴力等の防止対策を行います。

基本方針 3. だれもが安心して暮らせる社会づくり

だれもが安心して暮らせる社会づくりに向けて、さまざまな困難な状況にある方々への施策についても男女共同参画の視点で取り組む必要があります。

特に、生活サポートが必要と考えられる家庭への相談・支援体制や日常生活において特別な支援が必要になると考えられる障がいのある人、高齢者への施策をはじめとし、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

基本目標Ⅳ 男女共同参画プラン推進体制の構築

男女共同参画社会の実現に向けて、市内のさまざまな分野の施策が男女共同参画の視点で配慮されるよう、市自ら男女共同参画について推進するほか、社会的な意思決定の場における女性の参画拡大を図ります。

また、本プランを有効に機能させるため、男女共同参画に関する市内推進体制を整備し、総合的かつ効果的な取り組みを進めていきます。

基本方針 1. 市内における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するために、市内においても男女共同参画について推進していかなければなりません。

市が男女共同参画の様々な視点を取り入れることで、市民、地域、事業所等に対して男女共同参画社会づくりのロールモデルとなることを目指し、市職員に対する男女共同参画の意識を醸成するほか、あらゆる職種において性別にとらわれないよう、市女性職員の職域の拡大、さらに市内における働きやすい職場づくりを推進します。

基本方針 2. 社会的な意思決定への女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野においてどちらかの性に偏らず、意見を反映していく必要があります。

本市において、審議会等における女性委員の割合が平成 28 年 3 月 31 日時点で 28.3%、管理職(一般行政職)の女性在職状況は平成 28 年 4 月 1 日時点で 28.1%となっており、徐々に増加傾向にあります。

今後とも、社会の責任ある立場への女性の積極的な参画登用を促進するとともに、女性の人材育成・活用を図ります。

基本方針 3. 男女共同参画に関する推進体制の整備

本プランの施策を着実に実行していくため、市の推進体制を整備する必要があります。より有効に本プランを機能させるため、男女共同参画に関する調査・研究の実施、体制強化を行うほか、本プランの進行について適正に管理していきます。